

大阪市告示第673号

大阪市立住吉区民センターの利用料金について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第10条の3第4項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和6年5月10日

大阪市長 横山英幸

1 利用料金

（1）施設利用料金

入場料その他これに類する料金を徴収しない場合

（単位：円）

室名	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
	9：00～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：30	9：30～ 17：00	13：00～ 21：30	9：30～ 21：30
大ホール （移動観覧 席使用）	13,100 (6,550)	17,500 (8,750)	17,500 (8,750)	26,300 (13,150)	29,800 (14,900)	42,100 (21,050)
大ホール （平土間使 用）	12,200 (6,100)	16,300 (8,150)	16,300 (8,150)	24,100 (12,050)	27,300 (13,650)	38,500 (19,250)
小ホール	11,000 (5,500)	14,600 (7,300)	14,600 (7,300)	21,800 (10,900)	24,700 (12,350)	34,900 (17,450)
控室1	600	800	800	1,200	1,300	1,900
控室2	1,500	2,000	2,000	2,900	3,300	4,600
控室3	600	800	800	1,200	1,300	1,900
控室4	600	800	800	1,200	1,300	1,900

和室	1,300 (650)	1,800 (900)	1,800 (900)	2,400 (1,200)	2,800 (1,400)	3,900 (1,950)
アトリエ 工作室	2,100 (1,050)	2,800 (1,400)	2,800 (1,400)	4,000 (2,000)	4,500 (2,250)	6,400 (3,200)
スタジオ	2,500 (1,250)	3,300 (1,650)	3,300 (1,650)	4,800 (2,400)	5,400 (2,700)	7,600 (3,800)
調理実習室	2,600 (1,300)	3,400 (1,700)	3,400 (1,700)	4,900 (2,450)	5,500 (2,750)	7,800 (3,900)
集会室 1	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900
集会室 2	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
集会室 3	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
集会室 4	2,200	3,000	3,000	4,800	5,500	7,700

※日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用料は上表の2割増。

※令和6年7月1日以降の大ホール・小ホール・和室・アトリエ工作室・スタジオ・調理実習室の使用において、使用する日の2週間前から前日までに使用申請を行った場合に限り、この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち下段（）に記載されている金額とする。

入場料その他これに類する料金を徴収する場合

（単位：円）

室名	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
	9：00～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：30	9：30～ 17：00	13：00～ 21：30	9：30～ 21：30

大ホール (移動観覧 席使)	19,700 (9,850)	26,300 (13,150)	26,300 (13,150)	39,500 (19,750)	44,700 (22,350)	63,200 (31,600)
大ホール (平土間使 用)	18,300 (9,150)	24,500 (12,250)	24,500 (12,250)	36,200 (18,100)	41,000 (20,500)	57,800 (28,900)
小ホール	16,500 (8,250)	21,900 (10,950)	21,900 (10,950)	32,700 (16,350)	37,100 (18,550)	52,400 (26,200)
控室 1	900	1,200	1,200	1,800	2,000	2,900
控室 2	2,300	3,000	3,000	4,400	5,000	6,900
控室 3	900	1,200	1,200	1,800	2,000	2,900
控室 4	900	1,200	1,200	1,800	2,000	2,900
和室	2,000 (1,000)	2,700 (1,350)	2,700 (1,350)	3,600 (1,800)	4,200 (2,100)	5,900 (2,950)
アトリエ 工作室	3,200 (1,600)	4,200 (2,100)	4,200 (2,100)	6,000 (3,000)	6,800 (3,400)	9,600 (4,800)
スタジオ	3,800 (1,900)	5,000 (2,500)	5,000 (2,500)	7,200 (3,600)	8,100 (4,050)	11,400 (5,700)
調理実習室	3,900 (1,950)	5,100 (2,550)	5,100 (2,550)	7,400 (3,700)	8,300 (4,150)	11,700 (5,850)
集会室 1	2,000	2,700	2,700	3,600	4,200	5,900
集会室 2	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
集会室 3	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
集会室 4	3,300	4,500	4,500	7,200	8,300	11,600

※日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日における使用料は上表の 2 割増。

※令和 6 年 7 月 1 日以降の大ホール・小ホール・和室・アトリエ工作室・スタジオ・調理実習室の使用において、使用する日の 2 週間前から前日までに使用申請を行った場合に限り、この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち下段（）に記載されている金額とする。

（２）附属設備利用料金

品名	単位	利用料金
拡声装置 A	一式	1 回につき 1,650円
拡声装置 B	一式	1 回につき 950円
マイク	1 本	1 回につき 350円
ビデオプロジェクター	1 台	1 回につき 550円
ボーダーライト	1 列	1 回につき 550円
ホリゾントライト	1 列	1 回につき 550円
シーリングスポット	1 台	1 回につき 350円
サイドフロントスポット	1 台	1 回につき 350円
フットライト	1 列	1 回につき 1,050円
ピンスポット	1 台	1 回につき 400円
スポットライト	1 台	1 回につき 350円
調光設備	一式	1 回につき 1,050円
ブレストインターホーンヘッド	1 組	1 回につき 350円
持込設備電源利用料金	1 k w	1 時間につき 200円
グランドピアノ	1 台	1 回につき 2,750円
金びょうぶ	1 双	1 回につき 550円
卓球台	1 台	1 回につき 200円

絵画等展示設備	1 枚	1 回につき	200円
ガスレンジ	1 台	1 回につき	350円
ガスコンロ	1 台	1 回につき	150円

「1 回」とは、午前、午後又は夜間に使用する場合を言い、午前午後又は午後夜間の使用の場合は 2 回、全日使用の場合は 3 回とする。

2 実施時期

令和 6 年 6 月 1 日から

(住吉区役所総務課)